

薬 第 4 1 9 5 号
令和 2 年 3 月 2 日

保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指定
について (通知)

このことについて、令和 2 年 2 月 28 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

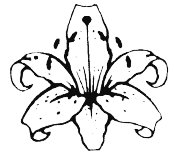
なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(令和 2 年厚生労働省令第 19 号) で新たに指定された 7 指定薬物のうち 4 指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日 (令和 2 年 3 月 9 日) から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

問合せ先
献血・薬物対策グループ 山川
電話 (045) 210-1111 内線 4972

別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 一般社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年 2 月 28 日 (金曜日)

定期 第 84 号

目次	ページ	○企業管理規程	
○規則		神奈川県企業庁人事事務取扱規程の一部を改正する規程(企業・総務室)	131
建築士法施行細則の一部を改正する規則(県土整備・建築安全課)	125	○公告	
○告示		特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(政策・NPO協働推進課)	131
保安林の指定の解除(県西地域県政総合センター)	130	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要(産業労働・商業流通課)	131
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(健康医療・薬務課)	130	大規模小売店舗の配置や運営方法等の変更の届出の概要(産業労働・商業流通課)	132
道路の区域変更(県土整備・道路管理課)	130	開発行為に関する工事の完了(厚木土木事務所)	132
建築基準法による道路の位置の指定(県土整備・建築指導課)	130		

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL: <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則	
<p>建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和 2 年 2 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>神奈川県規則第 9 号</p> <p style="text-align: center;">建築士法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>建築士法施行細則(昭和25年神奈川県規則第109号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第 1 条第 1 項中「第 4 条第 2 項又は第 3 項」を「第 4 条第 3 項」に、「写真(申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものでその裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの。第 4 条の 2 第 2 項及び第 5 条第 1 項において同じ。)を貼り付けて知事に提出しなければならない。」を「次に掲げる書類(その書類を得られない正当な理由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第29条第 1 項の規定により、同項各号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第 2 項の規定により当該書類を法第15条の 6 第 1 項の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第 3 号から第 6 号までに掲げる書類を添えることを要しない。」に改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>(1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</p> <p>(2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書面</p> <p>(3) 法第 4 条第 4 項第 1 号又は第 2 号に該当する者にあつては、</p>	<p>当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書</p> <p>(4) 知事が別に定める法第 4 条第 4 項第 3 号に該当する者の認定の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類</p> <p>(5) 法第 4 条第 4 項第 3 号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者にあつては、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同程度の知識及び技能を有することを証する書類</p> <p>(6) 法第 4 条第 4 項第 2 号又は第 4 号に該当する者にあつては、実務経歴書(第 1 号様式の 2)及び使用者その他これに準ずる者が当該書類の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書(第 1 号様式の 3)</p> <p>第 1 条第 2 項中「前項の場合において、法第 4 条第 3 項」を「法第 4 条第 5 項」に、「前項の申請書」を「免許申請書」に、「添えなければならない」を「添え、これを知事に提出しなければならない」に改め、同条に次の 1 項を加える。</p> <p>3 前 2 項の免許申請書には、写真(申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものでその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。第 4 条の 2 第 2 項及び第 5 条第 1 項において同じ。)を貼り付けて知事に提出しなければならない。</p> <p>第23条第 3 号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改め、同条に次の 1 項を加える。</p> <p>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) 知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当</p>

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三六〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第27条第1項中「、その申請により」を削り、「に引き続いて」を「(以下この条において「学科合格試験」という。)に引き続いて」に改め、「2回」を「4回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、3回）」に改め、同条第2項を削る。

第29条第1項中「二級建築士等試験事務」を「二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）」に改め、同項第1号中「又は第2号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、同項第2号中「第15条第3号」を「第15条第2号」に、「定める学校において、必要となる単位数以上の建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合は、これに代わる適当な書類）又は資格を証する」を「適合することを証するに足る」に改め、同項第3号中「前2号」を「法第15条第2号に該当する者のうち、前号」に改め、「法第15条第3号の規定により」及び「又は第2号」を削り、「認定するに必要な資料となるべき」を「証する」に改め、同項第4号を次のように改める。

- (4) 法第15条第3号に該当する者にあつては、実務経歴書及び使用者その他これに準ずる者が当該書類の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書

第29条第2項中「者は」の次に「、受験申込書に、前項各号に掲げる書類を添え」を加える。

第38条第2項中「合格者一覧表」の次に「、第29条第2項に規定する受験申込書並びに同条第1項に掲げる書類」を加える。

第45条第1号中「(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)」を削り、同条第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「磁気ディスク等」に改める。

第46条中「第1条第1項」を「第1条」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 1 条、第 2 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

二 級 木 造 建 築 士 免 許 申 請 書

二級建築士の免許を受けたいので申請します。

私は、以下の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名 (署名)

神奈川県知事
神奈川県指定登録機関 殿
(名称)

ふりがな 氏 名	生 年 日 月 日	年 月 日生	写 真 1 縦4.5センチメートル、横 3.5センチメートルの写真の 裏面に氏名及び撮影年月日を 記入してのりで貼り付けてく ださい。 2 貼り付けた写真は免許証に 転写されます。
本 籍	性 別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>		
現 住 所	〒 電話 ()		
試 験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 年		
	合格通知書日付	年 月 日	合格通知書番号 第 号

登録申請区分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/> 2 学歴及び実務 <input type="checkbox"/> 3 実務のみ <input type="checkbox"/> 4 建築設備士 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第 4 条第 5 項 <input type="checkbox"/>		
登 録 要 件	学 歴	学 校 名 等	学 部 ・ 学 科 名 等
			入 学 ・ 卒 業 (修 了) 年 月
			年 月 入学 年 月 卒業 (修了)
	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計	年 月	
資 格	資 格 名 称	資 格 を 与 え た 者	資 格 番 号
			資 格 年 月 日
			年 月 日

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 _____ あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 _____	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	3 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日 _____	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	4 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 _____	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	5 二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うにあつての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない精神の機能の障害はありますか。	年 月 日から 年 月 日まで ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>

※ 審 査	写 真 照 合	合 照 格 者 名 簿 合	住 民 票 照 合	欠 格 審 査	学 歴 実 務 等 合	名 簿 登 録	免 許 証 発 行	※手数料欄

※登録機関記載欄

備考 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、のある欄は、該当するの中にレ印をつけてください。

第 1 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第 1 号様式の 2 (第 1 条、第 29 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

実 務 経 歴 書

私は、^{二級}木造建築士の^{免許}試験を受けたので、建築実務の経歴を以下のとおり記載し、併せて使用者その他これに準ずる者が以下の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、以下の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名

(署 名)

神奈川県知事

神奈川県指定登録機関 殿

(名 称)

勤 務 先 等			
勤 務 先 (部 課 名 まで)	所 在 地 (番 地 まで)	在 職 期 間 の 合 計	
		年 月 ~ 年 月	年 月 数
		年 月 ~ 年 月	年 月
在 職 期 間	地 位 職 名	建 築 実 務 の 内 容 (建 築 士 法 施 行 規 則 第 1 条 の 2)	
年 月 ~ 年 月	年 月 数		
建 築 実 務 の 詳 細		建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計	
		年 月	
(1)	対 象 物 件 の 名 称 等	対 象 物 件 の 所 在 地	建 築 実 務 経 験 期 間
			年 月 ~ 年 月
			年 月 数
		年 月 ~ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
(2)	対 象 物 件 の 名 称 等	対 象 物 件 の 所 在 地	建 築 実 務 経 験 期 間
			年 月 ~ 年 月
			年 月 数
		年 月 ~ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			

()	対 象 物 件 の 名 称 等	対 象 物 件 の 所 在 地	建 築 実 務 経 験 期 間
			年 月 ~ 年 月
			年 月 数
		年 月 ~ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			

※登録機関記載欄

第 1 号様式の 3 (第 1 条、第 29 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

実務経歴証明書

年 月 日

神奈川県知事
神奈川県指定登録機関 殿
(名 称)

証明者 ⑩
住所又は所在地
電話番号
免許申請者との関係
受験申込者

下記の者が申請した^{二級建築士}建築士^{免許申請書}に添付された実務経歴書は、事実と相違ないことを証明します。
_{木造}受験申込書

記

- 1 免許申請者氏名
受験申込者
- 2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計: 年 月

建築実務の内容:

- 備考
- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
 - 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証明すること。
 - 3 虚偽の証明を行つた場合、証明者は、建築士法上の処分の対象となり得ます。

第 4 号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正後の第 1 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に行われた直近 2 回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の第 27 条の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

神奈川県告示第 56 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和 2 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
足柄上郡山北町平山字向山 1, 163 の 6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

神奈川県告示第 57 号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年神奈川県条例第 10 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和 2 年 2 月 29 日から施行する。

令和 2 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 知事指定薬物の名称
 - (1) 化学名 メチル = 2 - [1 - (4 - フルオロブチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド] - 3, 3 - ジメチルプタノアート及びその塩類（通称名 4 F - MDMB - B I N A C A）
 - (2) 化学名 N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] - N - フェニルペンタンアミド及びその塩類（通称名 V a l e r y l f e n t a n y l）
 - (3) 化学名 (8 R) - 1 - アセチル - N, N - ジエチル - 6 -

神奈川県告示第 59 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図面は、神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指 定 年 月 日	指 定 番 号	指 定 し た 道 路 の 位 置	延 長	幅 員

メチル - 9, 1 0 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキサミド及びその塩類（通称名 A L D - 5 2, 1 - A c e t y 1 - L S D）

(4) 化学名 1 - (1, 3 - ベンゾジオキソール - 5 - イル) - 2 - (プチルアミノ) ペンタン - 1 - オン及びその塩類（通称名 N - B u t y l p e n t y l o n e）

2 指定の理由

1 の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

神奈川県告示第 58 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、令和 2 年 2 月 28 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
県道
- 2 路線名
相模川自転車道
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
—	旧	—	—
高座郡寒川町倉見 3 番 2 地先から 同 4 番 18 まで	新	0.0メートルから 11.9メートルまで	77メートル
高座郡寒川町倉見 49 番 3 から 同 269 番 3 まで		0.0メートルから 13.1メートルまで	390メートル

令和 2 年 2 月 12 日	第 R 0 1 指 道 東セ 00009 号	座間市栗原字小池谷1, 290の17ほか1筆の各一部	メートル 19. 29	メートル 5. 00
-----------------	---------------------------	----------------------------	----------------	---------------

企 業 管 理 規 程

神奈川県企業管理規程第 1 号

神奈川県企業庁人事事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 大 竹 准 一

神奈川県企業庁人事事務取扱規程の一部を改正する規程

神奈川県企業庁人事事務取扱規程（昭和38年神奈川県企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を採用する場合

第 6 条の 2 第 1 項中「短時間勤務職員」の次に「(法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第 9 条を次のように改める。

(会計年度任用職員の採用)

第 9 条 所属長は、常時勤務させることを要しない業務を処理させるため必要があるときは、会計年度任用職員の採用について内申しなければならない。この場合の手続については、前条第 1 項の規定を準用する。

2 会計年度任用職員の採用の際には、職員に会計年度任用職員採用書（第 2 号様式）を交付しなければならない。

第17条第 1 項第 2 号中「非常勤職員雇用内申書」を「会計年度任用職員採用内申書」に改める。

別表54の項中「一般職の非常勤職員の雇用」を「会計年度任用職員の採用」に、「非常勤職員に雇用する」を「会計年度任用職員に採用する」に改める。

第 2 号様式中「非常勤職員雇用書」を「会計年度任用職員採用書」に、「基本報酬（額）」を「給 料（額）」に、「(雇用期間)」を「(任用期間)」に、「(任命権者名)」を「(総務室長名)」に改める。

第 5 号様式中「非常勤職員雇用内申書」を「会計年度任用職員採用内申書」に、「非常勤職員の雇用」を「会計年度任用職員の採用」に、「雇用期間」を「任用期間」に、「雇用を必要」を「採用を必要」に、「雇用した」を「任用した」に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法第25条第 4 項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和 2 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和 2 年 2 月 7 日	NPO 法人日本・ネパール相互協力隊	ウォスティ・ロクナト	横須賀市大滝町一丁目18番地	この法人は、日本国民及びネパールの主に山岳地域の国民に対して、相互理解をもって、ネパールの子どもの支援及び日本との交流に関する事業等を行い、ネパールにおける環境の改善や経済の発展を促進し、両国の友好及び国際社会への貢献に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県中央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 2 年 2 月 28 日から同年 6 月 29 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 2 年 2 月 28 日から同年 6 月 29 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 2 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ
横浜市西区南幸 2 - 1 の 22

代表取締役 森村 幹夫 ほか 1 者

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

大和駅共同ビル

大和市大和東 1 - 1, 070 の 1 ほか

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社相鉄アーバンクリエイツ 横浜市西区南幸 2-1 の22 代表取締役 千原 広司 ほか1者	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 横浜市西区南幸 2-1 の22 代表取締役 森村 幹夫 ほか1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社小田急ランドフローラ 東京都世田谷区千歳台 1-1 の18 代表取締役 山内 保 ほか12者	株式会社ランドフローラ 東京都世田谷区千歳台 1-1 の18 代表取締役 川村 秀一 ほか13者

4 変更の年月日

令和元年 6月27日 ほか

5 届出年月日

令和元年12月27日

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和2年2月28日から同年6月29日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和2年2月28日から同年6月29日までに知事に意見書を提出できます。

令和2年2月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ
横浜市西区南幸 2-1 の22
代表取締役 森村 幹夫 ほか1者

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

大和駅共同ビル
大和市大和東 1-1, 070の1 ほか

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり

変 更 前	変 更 後
駐車場No. 1 28台	駐車場No. 1 10台
駐車場No. 2 2台	駐車場No. 2 20台
計 30台	計 30台

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後

駐車場No. 1	24時間	24時間
駐車場No. 2	24時間	24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前	変 更 後
入り口 2か所 出口 2か所	入り口 2か所 出口 2か所

位置については、届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

令和2年 8月28日

5 届出年月日

令和元年12月27日

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年 2月28日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市柏ヶ谷字瀧ノ本278の99 ほか6筆
開発区域の面積	4,358.26平方メートル
開発許可を受けた者の住所	長崎県対馬市厳原町田渕933
開発許可を受けた者の氏名	社会福祉法人あすか福祉会 理事長 素花 源之
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	平成30年9月7日 神奈川県指令厚土東第610046号 (令和2年1月8日 神奈川県指令厚土東第610088号)

2

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市中新田 5-1, 397の9 ほか125筆 (海老名運動公園周辺地区土地区画整理事業 仮換地7街区1-1画地ほか3画地)
開発区域の面積	33,816.68平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都千代田区大手町 2-3の2 大手町プレイスイーストタワー
開発許可を受けた者の氏名	住友商事株式会社 物流施設事業部長 中本 昭人
開発許可年月日及び許可番号	平成30年11月13日 神奈川県指令厚土東第610080号

危険ドラッグの成分4物質を知事指定薬物に指定

本日、神奈川県薬物濫用防止条例(以下「条例」という。)第10条第1項の規定に基づき、県内で濫用又はそのおそれがある4物質を新たに知事指定薬物として指定しました。

これにより、令和2年2月29日から、これらの物質を含む製品の製造、販売、所持等が禁止となります。

県は、今後も危険ドラッグの流通状況を監視し、新たな知事指定薬物を指定していきます。

1 新たに「知事指定薬物」として指定した物質

今回、新たに指定する4物質は、いずれも興奮若しくは抑制又は幻覚の作用等を有しています。(構造式等は別紙参照)

	通称名	化学名
1	<small>エフ エムディー-エムビー ビ ナ カ</small> 4F-MDMB-BINACA	メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類
2	<small>バレリルフェンタニル</small> Valeryl fentanyl	N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-N-フェニルペンタンアミド及びその塩類
3	<small>エーエルディー アセチル エルエスディー</small> ALD-52, 1-Acetyl-LSD	(8R)-1-アセチル-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類
4	<small>エヌ ブチルペンチロン</small> N-Butylpentylone	1-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類

なお、疾病の診断、治療等に用いることや、国や地方公共団体等における学術研究又は試験検査の用途等の目的で知事指定薬物を所持等することは、条例第12条及び条例施行規則第1条により正当な理由として規制の対象から除外しています。

2 県民の皆さまへ

- 危険ドラッグは、使用をやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を起こすことが多数報告されていますので、絶対に使用したり、関わったりしないでください。
- お香、アロマ、バスソルト等と称して販売されている製品であっても、身体に有害な作用を及ぼす物質が含まれているものがあり、大変危険です。

問合せ先

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

課長 三浦 電話 045-210-4960

献血・薬物対策グループ 相原 電話 045-210-4964

<参考>

○神奈川県薬物濫用防止条例

事件、事故が相次ぎ、社会問題化した危険ドラッグをはじめとする薬物濫用に対し、迅速かつ独自に濫用防止を図り、県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、平成27年3月20日に制定し、同年4月1日から施行された。(取締り等の規制は6月1日から施行。)

○知事指定薬物

条例により、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(維持又は強化の作用を含む)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県内で現に濫用され、又は濫用されるおそれがあるとして、知事が指定したもの。

指定にあたっては、あらかじめ神奈川県薬事審議会の意見を聴かなければならない。

【神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)】

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

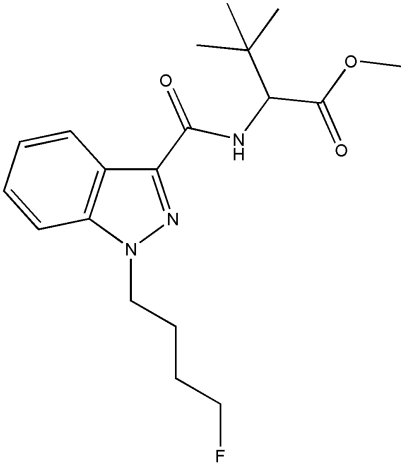
3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

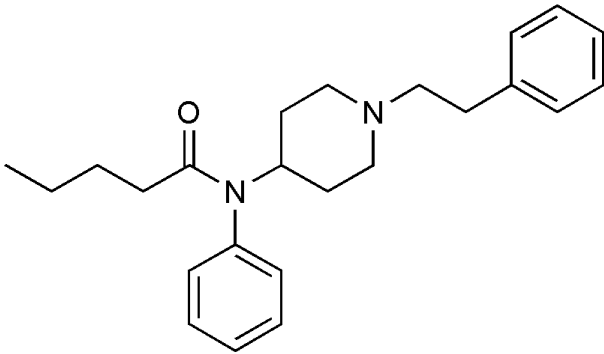
(製造等の禁止)

第12条 何人も、知事指定薬物を疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として規則で定めるもの(以下「医療等の用途」という。)以外の用途に供するために製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

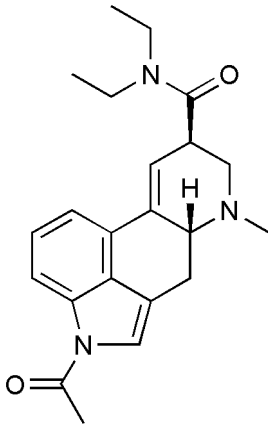
(1) 4F-MDMB-BINACA

構造式	 <p>The chemical structure of 4F-MDMB-BINACA consists of a benzimidazole ring system. The nitrogen at the 2-position of the benzimidazole is substituted with a 4-fluorophenyl group. The nitrogen at the 1-position is substituted with a 1-(3-(tert-butyl(methoxycarbonyl)amino)propyl)ethyl group.</p>
流通状況	海外における流通が確認されている

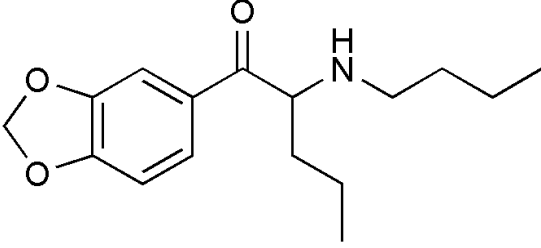
(2) Valeryl fentanyl

構造式	 <p>The chemical structure of Valeryl fentanyl features a piperidine ring. The nitrogen of the piperidine is substituted with a 2-phenylethyl group. The 2-position of the piperidine ring is substituted with a propionyl group (CH₃CH₂CO-). The 4-position of the piperidine ring is substituted with a phenyl group.</p>
流通状況	海外における流通が確認されている

(3) ALD-52、1-Acetyl-LSD

構造式	 <p>The chemical structure of 1-Acetyl-LSD is a complex polycyclic system. It features a central piperidine ring fused to a benzene ring and a pyrrole ring. The nitrogen of the piperidine ring is substituted with a methyl group. The 2-position of the piperidine ring is substituted with a 1-(diethylamino)ethyl group. The 1-position of the pyrrole ring is substituted with an acetyl group (CH₃CO-).</p>
流通状況	国内及び海外における流通が確認されている

(4) N-Butylpentylone

構造式	 <p>The chemical structure shows a central carbon atom bonded to a carbonyl group (C=O), a propyl group (CH₂CH₂CH₃), and a nitrogen atom. The nitrogen atom is bonded to a butyl group (CH₂CH₂CH₂CH₃). The carbonyl carbon is also bonded to a benzene ring. The benzene ring has a 1,3-dioxole ring fused to it at the 1 and 3 positions.</p>
流通状況	国内及び海外における流通が確認されている